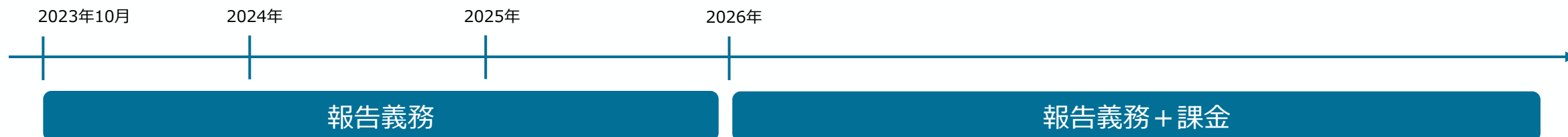


CBAMの論点と対応状況

2025年5月

G Xグループ 地球環境対策室

EU-CBAMの3つの課題と簡素化措置



1. 炭素排出量の計算

- 中小企業への負担が大きいこと
- ISOなど既に国際的に用いられている計算方法の活用した合理的かつ簡素な制度とすること
- 原材料に係る排出量など、川上の企業が有する値を入手することが困難な場合への対応

(例) 1回の輸入当たり150ユーロ以上がEU-CBAM対象
英国が検討中のCBAMでは年間輸入当たり5万ポンド（800万円）以上が対象

→ ・ 年間輸入量50t超がEU-CBAMの対象へ
・ EUETSの対象外のプロセスはCBAMも対象外へ
【欧州委員会による簡素化提案（25年2月）】

2. 課金額

- 控除される対象：日本で支払われた炭素価格は、課金方法に関わらず考慮すること

(例) GX-ETS、化石燃料賦課金（GX-サーチャージ）等

→ 課金額を申告できない者は、欧州委員会が設定する当該国の年平均炭素価格を活用可能へ
【欧州委員会による簡素化提案（25年2月）】

3. 排出量の第三者検証

- 排出量の検証を行う機関に対する認定は欧州域内の認定機関に限っているため、日本を含む認定機関の活用又は認定プロセスを簡素化すること

EU-CBAMの簡素化法案における改正内容（概要）

- 2025年2月26日、グリーン産業ディール（同日発表）にて強調される「政策目標を損なうことなく行政負担を軽減する」という目的のため、同ディールとともにCBAMの簡素化・実効性強化を行う本規則の改正提案があった。
- 5月22日に欧州議会本会議、27日にEU理事会において提案を審議した。今後欧州議会とEU理事会の間での交渉・政治的合意予定。

•中小企業の免除

- 義務免除となる閾値は、99%の排出をカバーするように設定（CBAM対象製品の輸入量が50トン超の輸入者が対象に）
- アルミ・鉄鋼製品の一部は主に前駆体の体化排出量によって決定される。EU-ETSの対象外である生産過程の体化排出量はバウンダリーから除外されるべき。

•生産国炭素価格

- 申告する体化排出量における第3国炭素価格が決定できない場合、第3国毎の年間平均控除炭素価格[EUR/t-CO₂e]を利用することができる。2027年から、欧州委員会が、「信頼でき、公的に入手可能な情報から得られるデータ」及び「第3国から提供されるデータ」を基に、リベートを除いて保守的に設定。
- 第3国炭素価格は輸入製品の原産国以外の第3国で支払われる場合も含む。

•検証

- 検証はデフォルト値ではなく、実測値で提出する場合に行われる。
- 検証者は国家認定機関（NAB）から認定を受けるという条文に変更なし。

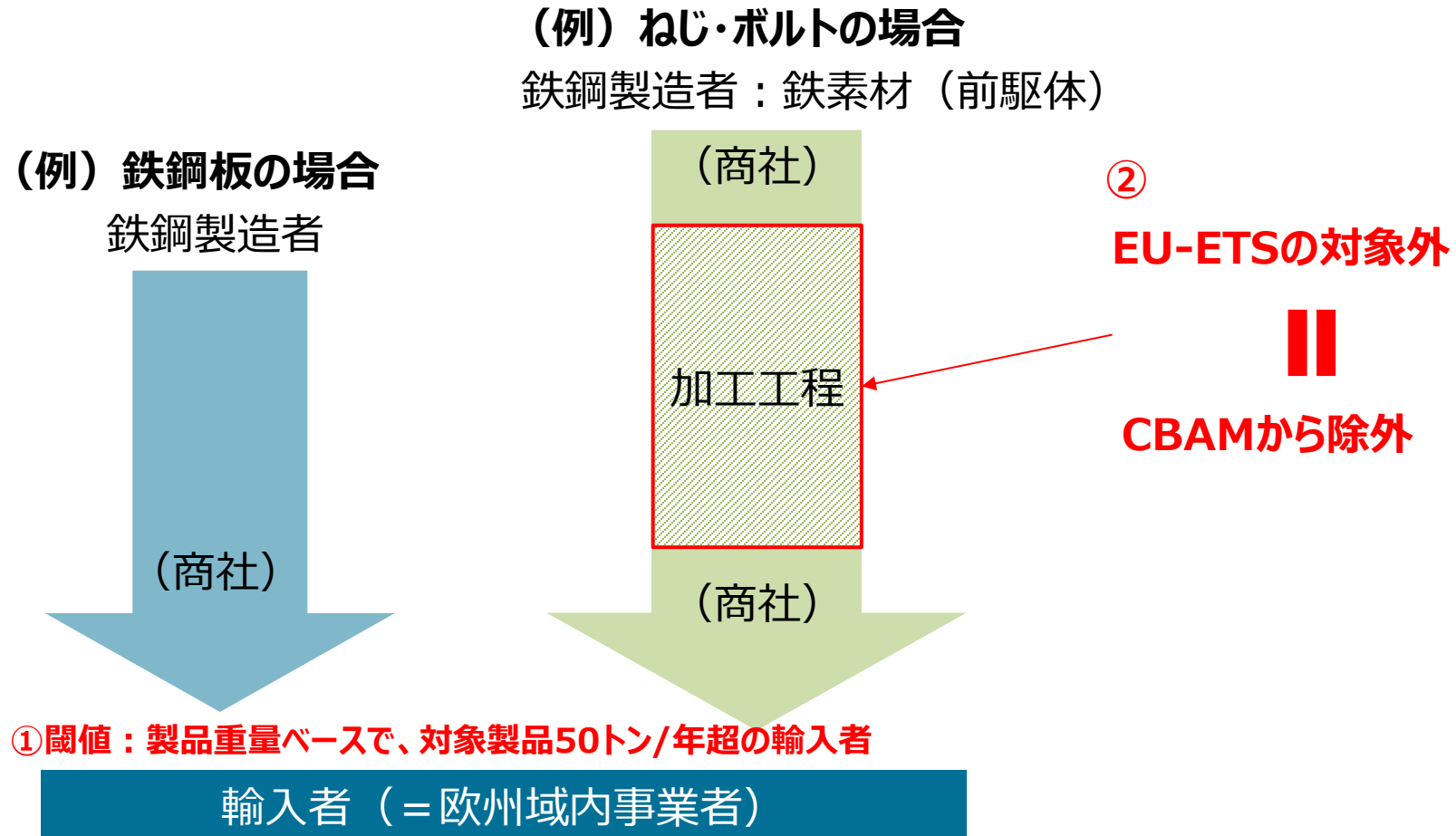
•報告手続き

- 2027年2月からCBAM証書販売開始。
- 前年度のCBAM関連情報の申告期限が5月末から8月末に変更。
- 超過CBAM証書購入分に対する欧州委員会による買戻しの制限（これまでは1/3まで）が撤廃。
- 毎4半期末に体化排出量の80%のCBAM証書を保持する義務を50%に緩和し、この際EU-ETS無償割当の調整を考慮に入れる。（例外として2026年分の購入については、2027年に行う。）

(参考) 簡素化法案によりCBAMの対象外となる事業活動のイメージ

①CBAMの対象となる閾値は、対象製品の輸入量が50トン超の輸入事業者を設定

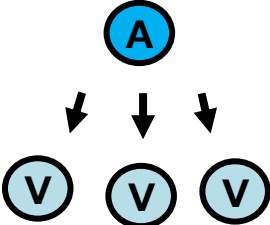
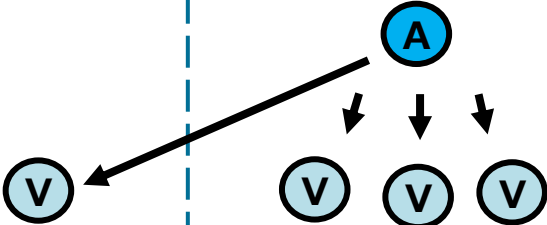
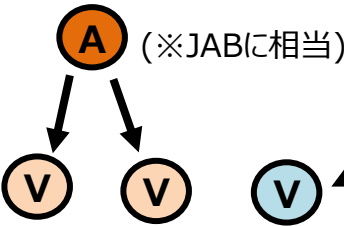
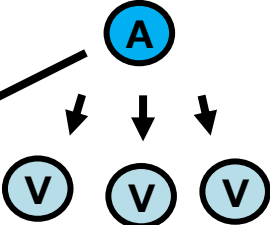
②EU-ETSの対象外である仕上げ工程の体化排出量はCBAMバウンダリーから除外となるため、アルミ・鉄鋼製品の一部であるねじ・ボルト製造は、EU-ETSの対象外である仕上げ工程に当たるため、当該工程を担う日本の事業者はCBAM上の体化排出量の算定義務から除外される。



(参考) 検証機関の認定について

- EU-CBAMにおける検証の担い手は当初、下記①の方針で議論されていたが、②まで緩和されている。
- UK-CBAMでは③の方向であることも踏まえ、日本政府としてEU-CBAMに対して日本企業にとって負担の少ない③の導入を求めているところ。

A: Accreditation body (認定機関：検証機関に検証業務の実施を許可する機関)
V: Verifier (検証機関：組織の製造工程等を実際に確認し、検証を与える機関)

			輸出国	CBAM導入域内
	① CBAM導入域内の認定機関が認定した<u>域内の検証機関</u>しか利用できない	検証費用が膨大になる可能性		
	② CBAM導入域内の認定機関が認定した<u>日本の検証機関</u>を利用できる	検証機関の認定プロセスに課題 日本国内で検証作業が完結する		
	③ 日本の認定機関が認定した<u>日本の検証機関</u>を利用できる	①、②の課題が解決される		

EU-CBAMにおいて考えられるサプライチェーン上の課題

- ヒアリング等を通じて明らかになったサプライチェーン上の課題を踏まえれば、データの受け渡しを容易にする共通フォーマットやデータ連携基盤の活用、また、データを入手することが困難な場合のデフォルト値の使用が必要となるのではないか。

(例) ねじ・ボルトの場合

鉄鋼製造者：鉄素材（前駆体）

- NDAなしに下流企業への排出量データを渡すことは困難

ねじ・ボルト加工業者

部品メーカー

- 中小事業者を中心にCBAMへの理解が不足
- 下流企業から求められるフォーマットがバラバラ

- 上流に遡ってデータを入手する膨大な手間

(例) 鉄鋼板の場合

鉄鋼製造者

(商社)

- NDAを結べる限りにおいては実績値を報告予定

輸入者（＝欧州域内事業者：OEM等）

(参考) CBAM制度の比較

現在UK-CBAM規則案についてコンサルテーションが実施中

制度設計要素	EU	UK
対象製品	セメント、電力、肥料、鉄鋼（ネジ・ボルト・ナットを含む）、アルミ、水素下流製品や、セクター拡大の可能性	セメント、肥料、鉄鋼（ネジ・ボルト・ナットを含む）、アルミ、水素 その他対象とすべき製品を検討中
対象国	全ての国、ただし、ノルウェー、スイス、アイスランド、リヒテンシュタイン除外（EU-ETSリンク国の除外）	全ての国
免除措置	年間累積50トン（物量）未満の輸入対象事業者を免除、ETSのバウンダリーに限定	年間50,000 £ 未満の輸入者 を免除
排出範囲	直接排出 （鉄鋼・アルミ・水素・電力）、直接+間接排出（セメント・肥料）、前駆体含む	直接排出+ 間接排出 、前駆体含む
排出量	実際の排出量、もしくはデフォルト値（ マークアップが加わる ）の使用が可能	実際の排出量、もしくはデフォルト値の使用が可能
デフォルト値	製品デフォルト値を 国別で整備 予定	英国の主要な貿易相手国の生産量に応じた世界の加重平均に基づいて製品別に各国共通の値を設定
データ保護	輸出者が直接データを報告できる登録簿を整備	輸出者が直接データを報告できるシステムを構築しない
検証と認定	NABから認定された検証機関を活用	IAFに加盟している認定機関によって認定された検証機関を活用
課金額	製品の体化排出量[tCO ₂]×CBAM証書価格*[P/tCO ₂] – 第三国で支払われた炭素価格**[P] *原則としてはEUETS価格と同一 **第三国毎の支払われた年間平均炭素価格を欧州委員会が設定・公表できる	製品の体化排出量[tCO ₂]×英国内の実効炭素価格* –製品の体化排出量[tCO ₂]×海外の実効炭素価格**[P/tCO ₂]) *UK CBAM rateと呼ばれる7セクターの無償割当、発電時の化石燃料税（CPS）を考慮して設定する値で四半期ごとに更新 **海外の炭素価格を減免を加味して計算した値。
課金方法	証書の購入	直接賦課金
スケジュール	～2025年まで移行期間、2026年～課金開始	2027年～課金開始
報告	1年毎、申告は8か月の猶予	四半期毎、申告は2か月の猶予（初年のみ1年、申告は5か月の猶予）
ETSとの関係	2034年まで段階的に無償割当を0に削減するのに合わせてCBAMを導入	無償割当の段階的引下げのプランは未発表